

「夫に娘を連れて行かれたのは、今から6年前のことでした」

と話すのは、40代の女性会社員・Aさんである。彼女は、その時点で結婚3年目。夫の精神的、肉体的DVにひどく苦しんでいたものの、娘のために、と表向きは同居して平穏に暮らしていた。「娘が3歳になる誕生日のこと。珍しく夫の両親に誕生日をお祝いしたい」と誘われ、昼食後、一流ホテルのラウンジでケーキを食べるようになった場所。私と娘が待ち合わせ場所に到着するや否や、夫は突然、娘をフットボールみたいに

抱きかかえました。驚いた娘は「ママー！」と叫んで大泣き。しかし夫は構わずにどこかへ連れて行ってしまいました。何が起ったのか、と思いましたが、義理の両親の手前、追いかけることもできずにいると、義母が「トイレに連れて行ったんでしょ」と言いました。その後、ほどなくして義母の携帯が鳴り、それに出て何か話した後、電話を切って席を立ち、姿を消してしまっただけという。混乱しているAさんのところに、入れ替わりで夫が戻ってくる。

「娘は母が連れて行ったよ。お前はこれにサインすればいいんだ」と脅すように離婚届を突きつけられた。娘を連れ去られ、離婚届にサインし、ひとりになったAさん。方々の法律事務所に出向き、相談に乗ってもらっても、反応は芳しくなかった。

「連れ戻すと犯罪になり、二度と会えなくなる。お願いで面会させてもらうほかない」という助言ばかりでした。

Aさんがめげずに法律事務所を回った結果「詐欺強迫による離婚である」と主張し「まじよう」と提案する弁護士に巡り会い、提訴。2年後、離婚は取り消された。ただ、夫の元にいる娘とは今もなかなか会えない。夫が認めないからだ。最近会ったのは先月で、実に半年ぶりだったという。「裁判所は、父親との今の生活に馴染んでしまったから現状維持」と、連れ去り

離婚したら、子どもに会えなくなってしまう親たちが増えている。我が子との面会や交流を求めて家庭裁判所に調停を申し立てる「親権」なき親は年間2万人近いという。現在、「親権」は片方の親にしか認められていない。だが、これを改める動きが活発化している。

や引き離しに事実上のお墨付きを与えています。ですが、私は娘のために負けられません。親権や監護権を取り戻すために現在も裁判を続けています

親の目の前で子どもが連れ去られる。子どもは目の前で親と引き離される——親子にとって、これ以上の不幸はあるまい。

この例が示すように、単独親権制度の問題の一つは、離婚後、どちらか片方にしか親権が認められないがゆえに、子どもを巡って夫婦間で敵対しやすいくことだ。「日本の家庭裁判所は、親権を決定する際の判断基準として、『監護の継続性』を重視しています」と述べるのは、離婚に伴

い(民事局参事官室)との回答だったが、さるキャリア官僚によれば、「読売が1面で書くほどですから、検討していかないわけがない。共同親権を進めたい役所が、世間の反応を見るためにあげたアドバルーンと見るべきです」と言うから、やはり来年に向け、「推進派」と「慎重派」のせめぎ合いが起きているということなだろう。親権とは、未成年の子どもに対し、親が持つ権利の総称だ。子どもの身の周りの世話や教育を行う「監護権」、財産管理や契約を行う「管理権」、しつけの範囲で罰を与える「懲戒権」などがある。

要は、親が子に出来るすべての権利のことだが、現状の「単独親権」制度だと、離婚した親の一方はこの権利を失う。例えば、母が親権を得、その後の子育てに父の関与を拒む場合、法的に父は何も出来なくなるが、これからはそれを両者に広

◆連れ去り勝ち◆

結婚経験のない方、あるいは、夫婦間でトラブルになったことのない向きにはほとんどピンと来ないであろうが、逆に、日本で現在年間20万件もある「離婚世帯」にとっては、根本的に

離婚後の夫婦、親子の関係を変えかねない、この動き。現状の「単独親権」制度には深刻な弊害が出ていることに由来するのだが、一体、それはどのような意味を持つのか。以下、具体例を元にレポートしてみよう。

「娘は母が連れて行ったよ。お前はこれにサインすればいいんだ」と脅すように離婚届を突きつけられた。娘を連れ去られ、離婚届にサインし、ひとりになったAさん。方々の法律事務所に出向き、相談に乗ってもらっても、反応は芳しくなかった。

「連れ戻すと犯罪になり、二度と会えなくなる。お願いで面会させてもらうほかない」という助言ばかりでした。

Aさんがめげずに法律事務所を回った結果「詐欺強迫による離婚である」と主張し「まじよう」と提案する弁護士に巡り会い、提訴。2年後、離婚は取り消された。ただ、夫の元にいる娘とは今もなかなか会えない。夫が認めないからだ。最近会ったのは先月で、実に半年ぶりだったという。「裁判所は、父親との今の生活に馴染んでしまったから現状維持」と、連れ去り

離婚したら、子どもに会えなくなってしまう親たちが増えている。我が子との面会や交流を求めて家庭裁判所に調停を申し立てる「親権」なき親は年間2万人近いという。現在、「親権」は片方の親にしか認められていない。だが、これを改める動きが活発化している。

や引き離しに事実上のお墨付きを与えています。ですが、私は娘のために負けられません。親権や監護権を取り戻すために現在も裁判を続けています

親の目の前で子どもが連れ去られる。子どもは目の前で親と引き離される——親子にとって、これ以上の不幸はあるまい。

この例が示すように、単独親権制度の問題の一つは、離婚後、どちらか片方にしか親権が認められないがゆえに、子どもを巡って夫婦間で敵対しやすいくことだ。「日本の家庭裁判所は、親権を決定する際の判断基準として、『監護の継続性』を重視しています」と述べるのは、離婚に伴

い(民事局参事官室)との回答だったが、さるキャリア官僚によれば、「読売が1面で書くほどですから、検討していかないわけがない。共同親権を進めたい役所が、世間の反応を見るためにあげたアドバルーンと見るべきです」と言うから、やはり来年に向け、「推進派」と「慎重派」のせめぎ合いが起きているということなだろう。親権とは、未成年の子どもに対し、親が持つ権利の総称だ。子どもの身の周りの世話や教育を行う「監護権」、財産管理や契約を行う「管理権」、しつけの範囲で罰を与える「懲戒権」などがある。

要は、親が子に出来るすべての権利のことだが、現状の「単独親権」制度だと、離婚した親の一方はこの権利を失う。例えば、母が親権を得、その後の子育てに父の関与を拒む場合、法的に父は何も出来なくなるが、これからはそれを両者に広

大量離婚時代で法制化へ！



離婚後も「共同親権」検討 政府 面会促し健全育成

特別読物

我が子に会えない親 切望の「共同親権」

ノンフィクション作家 西牟田 靖

三船美佳との娘に 会えない高橋ジョージに福音

入管法の改正で大揺れとなったこの臨時国会。矢面に立ったのは所管官庁の法務省であるが、この冬、家族制度に興味のある向きは、これとは別の観点で、同省の「動き」に気を揉んでいる。

キツカケは、7月15日の読売新聞1面トップ記事「離婚後も「共同親権」検討」。

日本の民法は、明治以来、離婚した場合、どちらかの親を親権者と定めなければならぬ「単独親権」制度をとっている(民法819条)。それを政府が、離婚後も父母両方に親権が残る「共同親権」へと変更すべく検討を始めたという内容だ。記事によれば、来年も法務大臣の諮問機関・法制審議会への諮問が行われる見通しだという。

「寝耳に水の記事でした。共同親権の検討については、何も決まっていませんし、検討の具体的な予定もな

い(民事局参事官室)との回答だったが、さるキャリア官僚によれば、「読売が1面で書くほどですから、検討していかないわけがない。共同親権を進めたい役所が、世間の反応を見るためにあげたアドバルーンと見るべきです」と言うから、やはり来年に向け、「推進派」と「慎重派」のせめぎ合いが起きているということなだろう。親権とは、未成年の子どもに対し、親が持つ権利の総称だ。子どもの身の周りの世話や教育を行う「監護権」、財産管理や契約を行う「管理権」、しつけの範囲で罰を与える「懲戒権」などがある。

要は、親が子に出来るすべての権利のことだが、現状の「単独親権」制度だと、離婚した親の一方はこの権利を失う。例えば、母が親権を得、その後の子育てに父の関与を拒む場合、法的に父は何も出来なくなるが、これからはそれを両者に広

歳の息子を連れて別居。親権などを巡って調停中ではあったが、夫の面会は定期的に許していた。だが二回目の宿泊面会の時、事件は起こった。

「翌日、夫の家へ息子を連れに行く」と留守でいた。ドアに私宛の手紙が貼ってあって、開封すると次のように書いてありました。「当分の間旅行に行きます。この家には二度と近づくな！」

「それで、夫からは連絡を絶たれてしまった」息子を奪われたまま、逃げられてしまったのである。「次に息子に会えたのは4カ月後です。弁護士が連絡し、一緒に夫の家を訪ねた時、最初は父親の目を気にして近づかなかった息子が、絵本を読んであげると私の膝に乗ってきました。でも読み終わって抱き締めようとした時に、夫に抱きかかえられて連れて行かれてしまいました。その時、息子は、しまった」という顔をされたのです」

「面会交流を求めて調停を申し立てたところ、10年分の養育費400万円を送ってください」などと記された手紙を調停員から渡されました。差出人は息子でした。その後の審判の際、ようやく息子と面会できた。息子は開口一番、お金に用意しましたか。って。

Bさんはその表情が忘れられなかった。「この子に私と夫の争いを見せることがかわいそうに思えてきて結局、その後の裁判をやめました」

「子どもと毎月会わせる」との合意の下、離婚は成立、親権は父親のものとなった。ところが、だ。「合意書があるにもかかわらず、それはすべて反故にされた。以来、十数年、私は息子に会わせてもらえないまま。思いが募り、精神的にボロボロの状況になりました」

「面会交流を求めて調停を申し立てたところ、10年分の養育費400万円を送ってください」などと記された手紙を調停員から渡されました。差出人は息子でした。その後の審判の際、ようやく息子と面会できた。息子は開口一番、お金に用意しましたか。って。

「娘さんの居所がわからなくなったCさんは仕方なく住民票を取ろうとしたんです。しかし、警察から、「CさんはDV加害者」との意見を聞いていた行政がDV防止法に基づき「支援措置」を取り、取得をブロックしたため、居所すらわからなくなりました」

DV捏造して面会阻止

実際、こうした事例の頻発を示すデータがある。

近年、子どもとの面会交流や子どもの引渡しを求め、親権を持たない親が家裁への審判・調停を申し立てるケースが増加。2017年度は1万8748件で、10年間で倍以上に増加しているのだ。離婚後、非親権者が子どもと会わせてもらえず、争いを起こす「データはそんな現実の多さを物語っているのだ。」

今年の4月、名古屋地裁で下された異例の判決。虚偽DV 見逃しは違法(産

「共同親権とは親の権利や都合に振り回されることなく子どもが両親に自由に会う権利だと考えています。子どもへのDVや虐待は言語道断ですが、離婚をきっかけとして親子の間に司法が入り面会を制限するという社会は健全な感じでしょうか。国の自殺行為だと感じます。ある父子家庭の女の子がこんなことを言ったのが印象的です。まずは人間性があって、そこに法律が寄り添う。法律に人間らしさが縛られてはいけません」

「娘さんの居所がわからなくなったCさんは仕方なく住民票を取ろうとしたんです。しかし、警察から、「CさんはDV加害者」との意見を聞いていた行政がDV防止法に基づき「支援措置」を取り、取得をブロックしたため、居所すらわからなくなりました」

「共同親権とは親の権利や都合に振り回されることなく子どもが両親に自由に会う権利だと考えています。子どもへのDVや虐待は言語道断ですが、離婚をきっかけとして親子の間に司法が入り面会を制限するという社会は健全な感じでしょうか。国の自殺行為だと感じます。ある父子家庭の女の子がこんなことを言ったのが印象的です。まずは人間性があって、そこに法律が寄り添う。法律に人間らしさが縛られてはいけません」

確認を怠った県は損害賠償を命じられたのである。実は、このように、別居親と子どもを引き離すために根拠の不確かなDVが突如、持ち出されるケースが近年問題となつてい

「Cさんと娘さんもそのケースだと考えています」(同)

そのためか、名古屋地裁の判決も、(DV被害者の支援制度が、相手親と子供の関係を絶つための手段として悪用される事例が問題化している。弊害の多い現行制度は改善されるべきだ)

と、制度の弊害の指摘にまで踏み込んでいるのである。訴訟はその後、妻も県も控訴し、Cさんが娘に会える見通しは今のところない。Cさんは言う。

「娘がいなくなつた日、私はショックで一睡も出来ませんでした。それ以後、仕事を休んでいても、突然、涙

が出てきて集中できなくなることがしばしばありました。これは僕だけでなく誰

このような夫婦の悲劇を生まないようにするため、今、単独親権制度に再検討が加えられているのである。

日本独特の「親権剝奪」

子どもが親権を持たない親との絆を絶たれる——これが単独親権制度が抱える二つ目の問題点なのである。

もちろん単独親権制度を依然として支持する向きはある。その主張は概ね、このようなものだ。

「DV加害者や虐待親に親権が認められれば、面会時に配偶者や子どもに危害が与えられる恐れがある。殺人まで起きたケースもある。また、子どもを監禁している別居親に法的な権利を与えるのはどうかという問題もある」

確かにそれを防止するため、この制度設計は必要である。が、上野弁護士は言う。「少なくとも先進国では共同親権制度を採用している国がほとんど。離婚すると、

だことであろう。「共同親権だったら、夫婦で子どもを奪い合うことにはならなかった。どちらが育てるにしろ面会は続いていただろうし、息子との関係がこんなに冷え切ることにはなかったと思います」

紀弁護士は言う。「裁判所の決定があるのに、奥さんはCさんと娘との面会を拒んだ。さらに、2年前には、別居前にCさんから暴力を受けていた」として、DVの被害届を警察に出し、転居したんです」

もちろんCさんからしてみれば、別居前から4年も経って突然出てきた虚偽の主張だ。が、警察は調べもせずこれを鵜呑みにしたという。

「娘さんの居所がわからなくなったCさんは仕方なく住民票を取ろうとしたんです。しかし、警察から、「CさんはDV加害者」との意見を聞いていた行政がDV防止法に基づき「支援措置」を取り、取得をブロックしたため、居所すらわからなくなりました」

「面会交流を求めて調停を申し立てたところ、10年分の養育費400万円を送ってください」などと記された手紙を調停員から渡されました。差出人は息子でした。その後の審判の際、ようやく息子と面会できた。息子は開口一番、お金に用意しましたか。って。

「面会交流を求めて調停を申し立てたところ、10年分の養育費400万円を送ってください」などと記された手紙を調停員から渡されました。差出人は息子でした。その後の審判の際、ようやく息子と面会できた。息子は開口一番、お金に用意しましたか。って。

次週は新年特大号です

12月26日(水)発売

特別定価 四百四十円